

○福岡県警察犯罪捜査共助規程（概要）

（昭和52年福岡県警察本部訓令第16号）

この規程は、捜査共助の適正かつ効率的な運用を図るために必要な事項を定めたものである。

主な内容として

- 事件手配
- 指名手配
- 被収容者の手配登録
- 関連事件の調整
- 調査照会及び出張捜査
- 品触及び各種手配書
- 備付簿冊

などの項目からなっている。